

会 議 名	富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する 調査特別委員会		
開催日時	令和2年12月24日（木） 午前10時		
案 件	ページ		
	次回の委員会で出頭を求める証人について……		1
	証人尋問事項の協議について……………		2
	証人出頭要求について……………		4
出席議員	委 員 長	渡 邊 千 芳	
	副 委 員 長	前 田 敏	
	委 員	西 垣 智	
	委 員	荒 木 眞 澄	
	委 員	藤 原 美知子	
	（ 議 長 ）	多 田 隆 一	
	（ 副 議 長 ）	山 元 建	
欠席議員			
説 明 員	議 会 事 務 局 長	梶 野 祐 子	
会議事項及 びその結果	別紙のとおり		

(午前10時00分開会)

○渡邊千芳委員長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会を開会いたします。

それでは、案件に入ります前に、確認でございます。初めに、資料の確認ですが、本日は、尋問通告一覧、本市職員等に対するパワハラ疑惑に係るアンケート（案）がついておりますので、御確認ください。

次に、本日は報道機関から撮影及び録音の申出がありますので、許可することといたしますのでよろしく願いいたします。

それでは、案件に入ります。まず、初めに、次回の委員会で出頭を求める証人についてです。各委員御承知のとおり、12月3日開催の第1回委員会で決定いたしました記録の提出請求に基づきまして、12月4日付で議長から各関係者宛に記録提出請求書を送付していただき、12月17日までに記録の提出を受けました。

それでは、委員の皆様には既に配付いたしましたこれらの記録に基づいて、次回委員会の証人喚問の対象者について、決定したいと思っております。

それでは、最初に証人喚問を行う者について、どうさせていただいたらよろしいでしょうか。

○藤原美知子委員 今回の百条委員会を設置するに至ったことを鑑みて、まずは、3つの調査項目、1つは不適切な庁舎使用並びに公金等の私的流用、2つ目には議会での虚偽答弁、3つ目には職員等へのパワハラ疑惑、この3つに関連して、全体像を把握する上でそれぞれに関わっておられると思われる重要な職員から証人喚問を行ってはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○渡邊千芳委員長 全体像を把握する上で重要な職員からということでございます。

ほかに御意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、ただいまの御意見のとおり、まずは、3つの調査項目の全体像を把握する上で重要な職員から証人喚問を行うことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、本件に関係する理事者のうち、出頭を請求する者について、いかがさせていただきますでしょうか。

○荒木眞澄委員 まず、今回の証人ということですが、3つの調査項目全般についてよく知っておられる、秘書部門を所管する小松市長公室長、続いて、庁舎管理及び人事部門を所管する石田総務部長、そして、富田市長のスケジュール管理など日頃から近くで業務を行っている武田市長公室秘書課長の順に尋問を行ってはいかかでしょうか。

○渡邊千芳委員長 分かりました。

ほかに御意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、ただいまの御意見のとおり、小松市長公室長、石田総務部長、武田市長公室秘書課長の順で尋問を行うということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、今回の3つの調査項目の全体像を把握する上で重要な職員として、池田市市長公室長の小松伸氏、池田市総務部長の石田健二氏、池田市市長公室秘書課長の武田克彦氏の3名については、次回の委員会に証人として出頭を求めることに決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

次に、この証人に対する尋問事項の協議についてです。証人に出頭を求める際には、当日どのようなことについて証言を求めるか、あらかじめ証言を求める事項を通知しておく必要があります。つきましては、事前に各委員から頂いた御意見を基に、正副委員長で取りまとめた案がございますので、事務局から説明をさせます。

○議会事務局長(梶野祐子) それでは、証人に証言を求める事項(案)について御説明を申し上げます。お手元の尋問通告一覧を御参照賜りたいと存じます。

こちらの資料でございますが、証人ごとに証言を求めようとする事項について一覧

にしておりますので、順に御確認をお願いいたします。

まず、小松市長公室長でございます。1. サウナや畳ベッドなどの私物の設置や撤去に係る実態及び自身の関与について、2. 市長の健康状態の把握について、3. 市長の市長控室での宿泊に係る実態について、4. 市長の公務の実態について、5. 市長の公務における随行について、6. 市長の宿泊日における公用車の使用について、7. 市長の自宅について、8. 市長のタクシーチケットや公用車の使用実態及び対応について、9. サウナの使用に係る電気代及びタクシーチケット代の返金手続について、10. 市長の夏休み期間（令和2年8月7日から8月16日まで）の市長のスケジュール管理について、11. 市長の夏休み期間中の危機管理体制の構築について、12. 令和2年8月の市内クラスター発生時の対応経過及び市長との連絡手段や指示内容について、13. 市長からの職員及び自身に対するパワハラについて、14. その他、上記に関連する事項について。

次に、石田総務部長でございます。1. サウナや畳ベッドなどの私物の設置や撤去に係る実態及び自身の関与について、2. 市長控室とされている場所の使用目的について、3. 市長の健康状態の把握について、4. 市長の市長控室での宿泊に係る実態について、5. 市長の公務の実態について、6. 市長の自宅について、7. 市長のタクシーチケットや公用車の使用実態及び対応について、8. サウナの使用に係る電気代及びタクシーチケット代の返金手続について、9. 過去に公的資金を流用した職員の有無及び処罰の内容について、10. 市長からの職員及び自身に対するパワハラについて、11. その他、上記に関連する事項について。

最後に、武田市長公室秘書課長でございます。1. サウナや畳ベッドなどの私物の設置や撤去に係る実態及び自身の関与について、2. 市長の健康状態の把握について、3. 市長の市長控室での宿泊に係る実態について、4. 市長の公務の実態について、5. 市長の公務における随行について、6. 市長の宿泊日における公用車の使用について、7. 市長の自宅について、8. 市長のタクシーチケットや公用車の使用実態及び対応について、9. サウナの使用に係る電気代及びタクシーチケット代の返金手続

について、10. 市長の夏休み期間中（令和2年8月7日から8月16日まで）の市長のスケジュール管理について、11. 市長の夏休み期間中の危機管理体制の構築について、12. 令和2年8月の市内クラスター発生時の対応経過及び市長との連絡手段や指示内容について、13. 市長からの職員及び自身に対するパワハラについて、14. その他、上記に関連する事項について。以上の事項について証言を求めようとするものでございます。説明は以上でございます。

○渡邊千芳委員長 説明が終わりました。証言を求める事項について何か御意見ございますでしょうか。

○西垣智委員 尋問事項に対する質問ではないですが、前回の委員会でも発言させていただきましたが、再度要望のほうをさせていただきます。証人喚問の際には、証人のプライバシーには十分配慮し、発言しやすい環境を整えていただきますようお願いいたします。

○渡邊千芳委員長 西垣委員が言われるとおりでと思います。我々委員会自体もプライバシー等々には十分配慮していかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかに御意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、これらの事項について各証人に証言を求めることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、証人への尋問方法です。本委員会の運営要領に基づき、証人1人当たりの尋問の時間はおおむね1時間から2時間程度といたしたいと思っております。

また、証人への尋問は、まず委員長から共通事項について総括的に尋問を行い、委員長の尋問終了後、各委員が個別尋問を行っていただくことになっております。

なお、委員長が行う共通尋問事項の内容及び個別尋問の順序につきましては、各委

員からの尋問事項の通告に基づき調整をさせていただき、次回開催の委員会の証人の入室前に皆様に御確認をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、次回の委員会に出頭を求める証人に対する証人出頭要求の内容についてです。出頭すべき日時、場所について事務局より説明をさせます。

○議会事務局長（梶野祐子） それでは、証人に出頭を求めます日時、場所の案について御説明を申し上げます。

先ほど御決定いただきましたとおり、次回の委員会において喚問する証人は理事者3名でございます。

日程については、年明けの1月13日、水曜日、まず、小松市長公室長については午前10時に、石田総務部長については午後1時に、武田市長公室秘書課長については、午後3時に、それぞれ出頭を求めようとするものでございます。

出頭を求める場所については、いずれも議場とするものでございます。説明は以上でございます。

○渡邊千芳委員長 説明は終わりました。出頭すべき日時、場所について何か御意見ございますでしょうか。

○藤原美知子委員 ただいま、事務局のほうから証人の出頭を求める時間についての説明を受けましたが、これがスケジュールどおり、進行が進むのかどうか、若干心配するところであります。

また、証人用の待機室が必要ではないかと考えておりますが、待機室を設けるのかどうか、この点についてもお聞かせいただきたいと思っております。

○渡邊千芳委員長 まず、尋問開始前の進行状況により、尋問の開始時間が遅れることは想定されるのですが、早まることはありません。

また、証人用の待機室についてですが、議長に相談をさせていただかないといけないのですが、議長応接室とすることを想定させていただいております。

ほかに御意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、ただいまのとおり出頭を求めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

また、証人に通知する証言を求める事項については、先ほど御協議いただきましたとおり、証人に通知することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、併せて本委員会の運営要領を証人に送付いたしますので、よろしくお願いたします。

次に、職員へのアンケートの実施についてです。本委員会の調査項目の一つに「本市職員等に対するパワハラ疑惑に関すること」があり、パワハラの実態の有無を、広く職員に対して調査する必要があると考えています。

については、配付しているアンケート案のとおり、職員へのアンケートを実施してはどうかと考えております。

それでは、説明は前田副委員長にお願いしたいと思います。

○前田敏副委員長 それでは説明をいたします。内容については、記載のとおりでございます。まず属性として、性別、10歳刻みの年齢で、20、30、40、50、60代という形で、正規職員か再任用職員かで属性を決めております。次に、富田市長によるパワハラと捉えられる言動を直接受けた、もしくは、直接見たことがあるかについて質問いたします。次に、さきの質問に準ずる話を聞いたことがあるかについて、それぞれ、「ある」「ない」にチェックをしていただきまして、「ある」にチェックをしていただいた場合には、その詳細を記入いただきます。

アンケートは原則無記名で考えておりますが、本委員会の調査に協力できる職員については、部署名、氏名、連絡先を記入する内容になっております。最後に、一番下の部分に注意事項を記載いたしております。説明は以上でございます。

○渡邊千芳委員長 ありがとうございます。アンケートの説明は以上のとおりですが、

何か御意見ございますでしょうか。

○荒木眞澄委員 先ほど、このアンケートの説明をいただいたのですけれども、アンケートの配布日及び提出期限については、いつを想定されているのでしょうか。

○渡邊千芳委員長 考えておりますのは、まずアンケートの配布はこの委員会です承していただきましたら、明日25日から行い、提出期限は年明けの1月8日、金曜日を想定しております。

ほかに御意見はございますか。

○西垣智委員 今回の富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会では、今後、調査事項の事実確認のために、多くの方々にご協力をお願いすることになります。特にこのパワハラアンケートの事項については、職員の皆さん、20名、30名、それ以上、1名でも多くの方々に御協力をいただきたいと思っておりますが、立場上、協力したくても協力できない、アンケート調査においても、回答したくてもアンケートに回答することで、自身に不利益を被ると感じて、回答してもらえないことが考えられると思っておりますが、その点についてはどのようにお考えですか。

○渡邊千芳委員長 本当に我々委員会を、そして議会全体を職員にも信頼してもらいたいと思っております。我々が職員の身分も含めて守っていかなければならない立場であると思っております。そのような覚悟の下でこの委員会、また議会があると思っておりますので、委員会だけではなくて、議長、副議長も含めて議会全体が職員を守っていくということは皆さん、その辺は心にお持ちだと思っております。

それと、アンケートの下のほうに、「パワハラ防止法により、事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されております」との文言を記載しています。

また、職員から委員会、そして議会へ思いを伝えていただいて、事実をこのアンケートに書いていただいて、また協力していただける職員さんがおられたら、是非協力していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

それでは、配付しているアンケート案のとおり、実施させていただくことよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、次回、第3回目の委員会の案件と日程等についてです。第3回の委員会では、ただいま決定したとおり、理事者に対する証人尋問を実施するとともに、第4回の委員会に喚問する証人及び尋問事項について御協議をお願いしたいと思っております。

それでは、第3回委員会については年明け、1月13日、水曜日、午前10時から、開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、本日の案件は以上でござりますが、ほかになにかございますか。

それでは、以上で富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会を開会いたします。

ありがとうございました。

(午前10時21分閉会)

富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会

委員長 渡邊 千芳